

広 報 誌

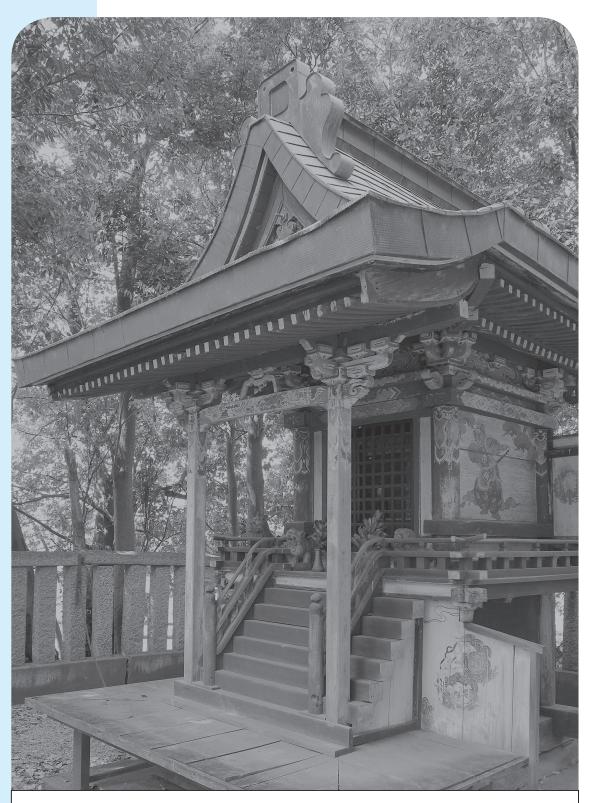
2020

No.1020









掲載している市主催のイベントなどについて、新型コロナウィルス感染症の 感染拡大防止のため、開催時点で中止・延期となっているものがあります。 最新の情報は市ホームページまたは、各お問い合わせ先まで確認してください。 ご理解・ご協力お願いします。

令和2年3月6日に県指定文化財に指定された「十二社神社本殿」

令和二年度 施政方針

笑顔の花咲くまち大和高田 ~みんなで奏でる幸せのハーモニー~



大和高田市長 堀内 大造

※概要を掲載しています。全文は、大和高田 市ホームページを見てください。

「まちづくりの指針」がスタートします。 新年度からは、今後8年間の本市の中期的方向性を示す計画として策定した

丸となって全力で取り組みます。 将来都市像である「笑顔の花咲くまち大和高田」の実現に向け、職員と共に一

進めていく必要があります。 そのためには、まず、社会情勢や市民ニーズに的確に対応できる組織づくりを

ちろん、現 産業振興課から新たに観光部門を加え、市の魅力情報発信や国際交 流事業等を総合的に所管する「広報広聴課」に分離します。 市政全般に関する施策の立案、進捗管理等を行う「企画創生課」と、広聴業務はも 令和2年度は、その第一段階として、企画広報課を、未来のまちづくりを含む

環境建設部において一括して所管することとします。 務については、より適正かつ効果的に遂行することができるよう、体制を改め、 また、これまで市及び教育委員会が独自に所管していた施設の建設や営繕業

タートできるよう抜本的な見直しを進めます。 その他の組織についても、必要に応じて、新庁舎移転時から新たな機構でス

行政評価制度については、「まちづくりの指針」に基づく新たな評価制度の構築

りどころとして愛される新庁舎をめざし、全力を挙げて取り組みます。併せて、 新庁舎完成後の現庁舎跡地の有効活用についても検討を進めます。 新庁舎建設事業については、引き続き、市民の皆さま並びに市民生活の心のよ

地域の活性化に資する施策の一つと位置づけ、まずは、市民の皆さまにeスポー 次に、eスポーツ事業については、本市への集客や交流人口の拡大、ひいては

> ツとはどのようなものなのかを知っていただくことができるよう、秋頃に大会 を開催したいと考えています。

ますが、市民の皆さま一人一人の幸福度を高めたいとの強い思いで、令和二年度 の市政運営に取り組みます。 加速する少子高齢化や人口減少等、本市を取り巻く状況は厳しさを増して

(①~⑥)に基づき、順に説明申し上げます。 それでは、新年度の主な施策について、「まちづくりの指針」の6つの基本目標

①「認め合い、高め合う 人が輝くまちづくり.

まず、人権を尊重する社会の実現及び平和を願う市民意識の醸成についてです。 八権施策については、あらゆる機会を捉え、各種研修や市民集会等の開催など

啓発活動を積極的に推進します。

会」について充分な支援を図ります。 11月に本市で開催の運びとなっている、「第53回県人権教育推進協議会研究大

平和を願う市民意識の醸成に努めます。

主サークル活動の活性化を図り、生涯学習ネットワークの形成に努めます。 次に、生涯学習機会の充実・文化活動の推進・スポーツ環境の整備についてです。 中央公民館や葛城コミュニティセンター等で、定期講座や教室等の充実と自 また、男女共同参画社会のさらなる進展に向けて取り組みます。

めます。 リレーコンサート」「アウトリーチ事業」「ワークショップ事業」などを進めます。 市民文化の振興として、さざんかホールにおける事業、市民参加による「ピアノ 体育振興については、引き続き、各種スポーツ大会・スポーツ教室の充実に努

に取り組みます。 また、総合体育館の老朽化への対応については、基本的な施設整備構想の策定

次に、国際交流の推進及び国際化社会への対応についてです。

ています。 周年に向け、両市間の相互理解を一層深め、関係の発展を期していきたいと考え周年に向け、両市間の相互理解を一層深め、関係の発展を期していきたいと考えの年に向け、両市間の相互理解を一層深め、関係の発展を期していきたいと考え

②「子どもたちの笑顔あふれるまちづくり」

まず、教育環境の充実についてです。

くりのため、学習環境の整備、学習機会の創出、積極的な情報提供等を行います。 「市教育大綱」の基本理念、「一人ひとりが輝き未来にはばたく大和高田市の人 次世代に伝統と文化を受け継ぎ、郷土愛にあふれる未来へのまちづくり・人づ

に取り組みます。
づくり」からなる6つの基本目標に基づき、学校教育、生涯学習、文化の振興など

育、外国語教育等の充実に努めます。特に、情報化社会、グローバル社会に対応できる人材育成を目指したICT教

味、関心を高めることのできる授業の創造に努めます。 上研修を実施することで、デジタル教科書の活用も図りながら、児童生徒の興まず、ICT教育ではICT機器を活用した授業推進のため、教員のスキル向

により、教職員の働き方改革につながる校務業務の改善に取り組みます。器のさらなる整備・充実を考えています。加えて統合型校務支援システムの導入また、ICT環境の整備については、情報活用能力の育成につながるICT機

ています。 資質・能力、ひいては、子どもたちの学習意欲・学力の向上につながるものと考え 次に、「アンガーマネージメント」教育については、教職員の子どもを理解する でなく、外国文化を学ぶことにより、国際理解の意識が養われるよう努めます。 外国語教育については、外国語に触れる機会を一層充実することで、言語だけ

効果の検証を行います。を行うため、2つの小学校に試験的にスクールサポートスタッフを配置し、そのを行うため、2つの小学校に試験的にスクールサポートスタッフを配置し、そのさらに、教員が児童生徒への指導や教材研究等に、より注力できる体制の整備

る充実を図り、子育て世代のニーズに応えます。また、預かり保育については、預かり時間の延長及び利用回数の制限撤廃によし、小学校教育への円滑な接続に向け、就学前教育のさらなる充実につなげます。幼稚園の3歳児保育については、片塩、浮孔、磐園の3幼稚園においても実施

施設の維持管理に努め、設備等の改善にも計画的に取り組みます。 学校教育施設の整備では、子どもたちが安全で安心な教育環境で学べるよう、

設し、若者の就労支援及び生き方支援に努めます。
ます。中学校卒業後の若者に対する支援としては、若者の居場所「ヒサかた」を開おいて、心理的支援と教育的支援を行うことで、社会的自立を目指す取組を進めれて、心理的支援と教育的支援を行うことで、社会的自立を目指す取組を進める、生徒の意欲や能力を伸ばす教育を進めていきたいと考えています。今後の育成を目標にグローバル社会に対応できる人材育成をめざしています。今後次に、高田商業高等学校については、社会に通用する人材の育成、確かな学力

いじめ問題については、「市いじめ防止基本方針」に基づき、組織的に対応します。

する意欲を高め、魅力ある図書館づくりを進めます。ともに、自主事業を展開することで、子どもたちの読書への興味と自ら学ぼうと図書館においては、電子図書館サービスの周知とコンテンツの充実を図ると

次に、子育て支援体制の充実についてです。

が安心して暮らせる環境や仕組みづくりをめざして取り組みます。も食堂」への支援など、家庭、地域、行政が一体となり、子育て世帯と子どもたち子育て支援の取組として、「地域子育て支援拠点事業」のさらなる推進や「こど

設の整備の検討を進めます。 保育事業については、子どもの育みへの支援に努めるとともに、老朽化した施

に、国際的なコミュニケーション能力の向上を図ります。 また、こども園に併せて全保育所にも外国人講師を派遣し、3歳以上の子ども

③「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」

まず、医療体制の整備・健康づくり事業の推進についてです。

充実、二次救急医療の確保を進めます。 救急・急病への対応を持続していくために、他市町と連携し休日の診療体制

のさらなる連携を図ります。地域医療を担っていただく病院や医院・診療所、薬局、訪問看護ステーションと地域医療を担っていただく病院や医院・診療所、薬局、訪問看護ステーションと地域包括ケアシステムの構築や高齢者への虐待対応、終末医療等については、

巻く医療提供体制の改革」に取り組みます。
市立病院については、県の地域医療構想の実現に向け、「公立・公的病院を取り

の機能再編と集約への取り組みが求められると予想されます。できない医療機能に重点化するよう見直され、市立病院においても、病院・病床特に、公立・公的医療機関等においては、地域の民間医療機関では担うことの

り方検討委員会」を設置します。
・ では、「、中和地域の中核病院として、地域住民の要望に的確に応える医療を行うととし、中和地域の中核病院として、地域住民の要望に的確に応える医療を行うととし、中和地域の中核病院として、地域住民の要望に的確に応える医療を行うととし、中和地域の中核病院として、地域住民の要望に的確に応える医療を行うととし、中和地域の中核病院として、地域住民の要望に的確に応える医療を行うとと

師や看護師等の確保や経営形態についても検討を進めます。その中で、令和2年度は、市立病院の将来像を示し、病院財政の基盤安定と医

ながら、「第2次元気はつらつ大和高田21」計画を推進します。 保健事業については、市民の健康で健やかな生活を目指し、関係機関と連携し

予方接重こ3~では、風ノルり朮本亜が氐~戈しり負巾り寸度り推進に折見とともに、より受診しやすい環境づくりや事後のフォローに努めます。 成人保健では、がんの早期発見・早期治療を目指し、各種がん検診の受診勧奨

のロタウイルスワクチン定期接種の実施に取り組みます。 予防接種においては、風しんの抗体価が低い成人の追加的対策の推進と新規

療に努め、未受診児の対応についても関係機関とより強固な連携を図ります。談を通し、子どもの健やかな成長の確認、育児不安の軽減、疾病の早期発見・早期治母子保健では、継続してきめ細かい支援に努めるとともに、乳幼児健康診査や相

切な運営を行います。 後期高齢者医療保険制度においても、県後期高齢者医療広域連合と連携し、適併せて疾病の予防や早期発見・早期治療を目的とした保健事業の充実に努めます。国民健康保険事業においては、県内保険料水準の統一化に向け、県と協議を進め、

持及び福祉の増進を図ります。 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方の経済的負担を軽減し、心身の健康の保験に、福祉医療助成事業については、中学生までの子どもやひとり親家庭等、

制度の健全な運営を図るよう努めます。 介護保険事業については、介護給付費の適正化や監査指導等を行い、介護保険

組みます。 析を行い、「第8期介護保険事業計画(令和3年度~令和5年度)」の策定に取りがを行い、「第8期介護保険給付費等の実績や在宅介護実態調査の結果から分また、これまでの介護保険給付費等の実績や在宅介護実態調査の結果から分

職種を活用した効果的な介護予防に取り組みます。を開催し、市民主体の地域の居場所の立ち上げ支援や医療・介護・保健等、様々な地域支援事業については、日常的な健康管理や介護予防に関する講座や教室

構築などにより、地域包括ケア体制の充実を図ります。 携強化、認知症との共生と予防に向けた体制づくり、市民活力による互助体制のまた、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、在宅医療と介護の連

次に、地域福祉の推進についてです。

等との協議を進めます。ともに、その解決に必要となる施策の内容等について、多様な関係機関や専門職ともに、その解決に必要となる施策の内容等について、多様な関係機関や専門職策定にあたり、地域住民のニーズを把握し、地域生活の課題を明らかにすると命和元年度より着手している「地域福祉計画」の策定に、引き続き取り組みます。

計画の進捗状況を確認するとともに、改めて障害のある人のニーズや課題を把さらに、「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」については、実績や

児福祉計画」の策定に取り組みます。握し、令和5年度までの数値目標等を示す「第6期障害福祉計画及び第2期障害

生活困窮者の自立支援についても、さまざまな相談に対応できるよう努めます。 生活保護給付事業については、引き続き適正な保護行政に取り組みます。また、

④ 「活気あふれるにぎわいのまちづくり」

まず、地域産業の振興・農業の振興についてです。

性化に努めます。

中文化に努めます。

の有効活用に努めます。ます。併せて、地元の農業法人の育成に取り組み、担い手作りを行い、今ある農地ます。併せて、地元の農業法人の育成に取り組み、担い手作りを行い、今ある農地農業を守るべき地域においても、地域ごとでの「人・農地プラン」の作成を進め

次に、観光の振興についてです。

体となり、新たな地域の振興及び観光の振興に努めます。を行うことにより交流人口の拡大に努め、市民の皆さま、関係機関・団体等と一本市が持つ観光資源の整備と充実、また新たな観光資源の創出への取り組み

⑤「安心して暮らせる快適のまちづくり」

まず、持続可能なまちづくりの推進についてです。

示した「都市計画マスタープラン」を策定します。本市の20年後の姿を展望し、今後10年間の本市の目指す都市計画の方向性を

を目指し、通勤及び通学の定期券、回数券の導入を検討します。 コミュニティバス「きぼう号」については、一層の利便性向上と乗客数の増昇をできます。

次に、都市基盤の整備についてです。

の事業を推進し、交通の利便性及び安全性の向上を図ります。都市計画道路の整備として、「本郷大中線」の早期開通及び「大和高田当麻線」

る天満配水場第2配水池耐震補強工事を国庫補助事業で実施します。舗装復旧工事を新庁舎開設に間に合うよう進めます。また、同じく継続事業であ上水道事業については、継続事業であります市役所通りの老朽管更新並びに

度は62パーセントまで引き上げます。また、ストックマネジメント計画により、コスト技術の採用・導入等により、迅速に事業の推進を図り、整備率を令和2年下水道事業については、事業認可区域内の未普及区域の早期解消を目指し、低

敷設から30年以上経過した管渠を調査し、改築更新計画を策定します。

次に、生活環境の整備と充実についてです。

係部署が連携しながら対応を進めます。 対策推進に関する特別措置法」や「空家等対策の推進に関する条例」等を基に、関 るなど、その推進に努めます。また、放置された危険な空き家について、「空家等 意識の涵養や空き家が時には危険なものとなることがある等の理解の増進を図 空き家対策については、相談体制の整備を行い、所有者等の財産の確実な管理

心して暮らせる住環境づくりを進めます。 公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的に改修を行 、また老朽化が進んでいる住宅については、建替えも検討しつつ、入居者が安

ての新ごみ処理施設の完成予定である令和5年度に向けて、ごみ処理の広域化 組んでいくとともに、「山辺・県北西部広域環境衛生組合」による共同化事業とし に伴う本市クリーンセンターの中継施設等の整備を進めます。 ごみ処理対策事業としては、さらなるごみの減量や循環型社会の構築に取り

実施済みの調査解析結果等に基づき、具体的な計画内容の検討を進めます。 年度より「緑の基本計画」の策定作業に着手していますが、令和2年度は、すでに また、「公園施設長寿命化計画」を改定し、引き続き都市公園施設の維持管理及 緑地の保全及び緑化の推進、都市公園の整備を総合的に推進するため、令和元

次に、安全で災害に強いまちづくりの推進についてです。

び更新を行います。

す。このほか、公共の場所における放置自転車対策の強化を継続するとともに、 や高輝度化、歩行者を守るための防護柵等の設置など、最適な安全対策を講じま ます。また、子どもの移動経路等の危険個所において、順次、路側帯等のカラー化 する交通・防犯に関する教室を実施し、安全思想の普及と防犯意識の向上に努め 、安全運動を推進します。安全教育活動においては、児童や保護者、高齢者に対 安心・安全な市民生活実現のため、関係機関・団体が一丸となった地域ぐるみ 市内防犯灯のLED化事業について、今後も一定の補助金を交付します。

マップの配布、これを用いた講習会等を実施したいと考えます。 内容充実を図るとともに、令和2年3月中に完成する新しい洪水・地震ハザード また、市民の防災意識高揚と知識の向上のため、毎年開催している防災訓練の

に行いつつ、消防団の装備充実と技術向上に努めます。

防災力と連携の強化として、県広域消防組合と本市消防団との情報共有を密

⑥「自立と協働のまちづくり

まず、財政基盤の確立についてです。

課税体制の強化に取り組みます。また、納税環境の整備として、既存のコンビニ きる仕組みを導入し、さらなる収納率の向上に努めます。 納付に加え、スマートフォン決済アプリを利用して市税等を納付することがで 税の賦課に努めるとともに、引き続き税務専門員を賦課担当課に配置するなど 本市の財源確保をより安定的なものとするため、さらに適正、公平・公正な市

協力事業者のさらなる拡大に努めます。 本市産品のPRに向けた絶好の機会と受け止め、寄附者への返礼品及び返礼品 ふるさと納税制度については、貴重な財源確保の手段の一つであるとともに

次に、効率的な行政運営の推進についてです。

身につけることはもちろん、チャレンジ精神を持ち、常に前向きに行動できる職 遇に反映させます。 員の育成に取り組みます。また、令和2年度より、その評価の結果を給与等の処 **人事評価を活用し、市民ニーズに的確に対応するための高い職務遂行能力を**

の利便性の向上と行政の効率化に努めます。 マイナンバーカードについては、引き続き、制度の周知を行い、市民の皆さま

とを見据え、さらなるセキュリティ向上策として、仮想環境の導入を進めます。 情報管理としては、マイナンバー制度の利用範囲の拡充が推し進められるこ 最後に、市民参画による協働のまちづくりの推進についてです。

き続き市民協働の実現に向けて地域課題の解決を図る事業に取り組みます。 りを進めます。また、多種多様な人たちが参加したいと思える取り組みを進め、引 市民交流センターを活動の拠点と位置づけ、市民活動が活性化する仕組みづく

リー」として、間もなく完成の予定です。令和2年度は、当該施設における活動 は、絵本を配置し、住民が主体となって楽しみながら活動できる「まちライブラ 仕組みづくりを進めていきたいと考えます。 また、さざんかホールを活用して進めている「小さな拠点」の整備について

題の解決に努めます。 消費生活問題については、市消費生活センターを核に、関係各課が連携して問

啓発活動の充実に努めます。 止につなげるとともに、民法改正による成年年齢の引き下げを控え、若年層への また、引き続き広報誌による啓発や出前講座等を実施し、消費者被害の未然防

ご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げ、令和2年度の施政方針 最後に、市民皆さま、議員各位からも広くご意見・ご提言をいただき、さらなる

び身体を保護することを目的とします。

補助対象

補助対象は以下の2種類となります。

(1)ブロック塀等の撤去工事

補助対象 工事	次のいずれにも該当するものとする。 ① ブロック塀等が市内の避難路等に面していること。 ② ブロック塀等の全てを撤去するものであること。 ③ ブロック塀等が倒壊した際に、避難路等がブロック塀等により 80cm以上塞がれるおそれがあること。 ※ 上記の規定にかかわらず、該当するブロック塀等に一体として設置されている工作物も補助の対象になります。(要相談)	
補助金額	補助金の額は次のいずれかの少ない額 ① 工事費の 2 分の 1 ② 市の技術職員の積算に基づき市長が別に定める設計金額の 2 分の 1	
補助限度額	100,000円	
注意事項	※ 現存するブロック塀等が対象となります。※ 補助金交付決定以降の着手工事でないと補助金は出ません。	

(2)軽量フェンス等の設置工事 次のいずれにも該当するものとする。 ① 上記(1)のブロック塀等の撤去工事と一体となって行うものであること。 ② 軽量フェンス等の設置場所が建築基準法第42条第2項の道路上でないこと。 (※セットバック部分の設置不可) ③ 軽量フェンス等の設置方法がメーカー仕様に基づき安全性を確保されたもので あること。 ※新設する塀の上部に軽量フェンスを設置するときは、次のいずれにも該当す 補助対象 工事 ること。 ア 鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造の塀であること。 イ 補強コンクリートブロック造の塀に設置する場合にあっては、当該塀の高さ が申請地の地盤面(基礎部分を含む)から80㎝未満のものであること。 ウ 軽量フェンスの高さが塀(補強コンクリートブロック造にあっては基礎部分 の高さを含む)の高さ以上であること。 エ 建築基準法施行令その他関係法令および一般財団法人日本建築学会が定める 基準に基づき、安全に設置すること。

補助金額

補助金の額は次のいずれかの少ない額

- ① 工事費の2分の1
- ② 市の技術職員の積算に基づき市長が別に定める設計金額の 2 分の 1

補助限度額

200,000円

- ※補助金の申請は1敷地につき1回限り。
- ※要件を満たしていれば最大300.000円の補助が
- ※ブロック塀等とは、れんが造・石造・コンクリー トブロック造その他の組積造または補強コンク リートブロック造の塀および門柱をいう。
- ※軽量フェンス等とは、軽量フェンス並びにアル ミ製の門扉および門柱をいう。
- ※避難路等とは、道路(市道・県道・国道・建築基準法 第42条に規定する道路・里道・市管理道路)、公園 その他市長が認める公共施設をいう。
- ※この他の注意事項などもあるので、申し込み前 に必ず市役所営繕住宅課へ問い合わせてくださ

〔営繕住宅課 内線675〕

■補助対象者

補助対象者は本市税を滞納していない者で、次 のいずれかの者となる。

- (1)ブロック塀等の所有者(土地又は建物の所有者)
- (2)ブロック塀等の所有者の同意を得た者
- (3)マンション管理組合の管理者
- ※所有者が複数の場合、全員の同意が必要
- ※暴力団規定あり。

募集受付期間

5月7日休から受付

- ※午前8時30分~午後5時15分(市役所が休みの 日は除く)
- ※書類が不足している場合は、受付できません。
- ※令和3年2月上旬頃までに工事を完了できること。

ブロック塀等の撤去等を促進し、

市民の生命お

わが家の耐震性能の確認

私たちの身近な問題として注目を集めているの が、「住まいの安心・安全」です。『わが家の耐震性 能の確認』をしませんか。住まいの安全の確認、今 後の住まいの改修計画の参考とできるよう、「既存 木造住宅耐震診断事業」を実施します。

- ▶対象地域 大和高田市全地域
- ▷対象家屋 昭和56年5月31日以前に着工された 木造住宅で、延べ面積が 250㎡ (75 坪) 以下かつ、 地階を除く階数が2以下の建築物
- 用 無料 ▷費
- ※事業対象建築物1棟につき、1回限りとする。
- ▶募集期間 5月7日 (木) から 午前8時30分 ~午後5時15分(市役所が休みの日は除く)
- ▷診 断 員 奈良県木造住宅耐震診断員として県に 登録を行った建築士

- **▷診断方法** (財)日本建築防災協会発行「木造住 宅の耐震診断と補強方法しの一般診断
- ▷診断結果報告 耐震診断員が耐震診断結果報告書 を提出し、説明を行います。
- ▶申込方法 申請書に必要事項を書いて、営繕住宅 課へ(営繕住宅課窓□または、市ホームページよ りダウンロード可)。
 - ※申し込みの際に添付する書類があります。必ず 事前に営繕住宅課に問い合わせてください。

〔営繕住宅課 内線 678〕





木造住宅の耐震改修費用の一部助成

本市では、住宅の耐震化を促進し、災害に強い安 全・安心なまちづくりを推進するため、木造住宅の 耐震改修にかかる費用の一部を助成します。

- ▶対象地域 大和高田市全域
- ▷助成対象住宅
 - (1) 昭和56年5月31日以前に着工した木造住 宅(階数2以下)
 - (2) 耐震診断結果の上部構造評点が 1.0 未満の 住宅
- ▶助成対象者 耐震改修工事を行う補助対象住宅の 所有者などで、大和高田市税を滞納していない人
- ▷助成対象耐震改修工事
 - (1) 耐震改修前の上部構造評点が1.0未満であっ たものを 1.0 以上の数値にする改修工事
 - (2) 耐震改修前の上部構造評点が0.7未満であっ たものを 0.7 以上の数値にする改修工事
- ▶補助金 200,000 円~500,000 円(改修工事費 が500,000円未満のときは、補助対象となりま せん)※ただし、令和3年2月上旬頃までに工事 を完了できること。
- ▷募集受付期間 5月7日(木)から 午前8時 30 分~午後 5 時 15 分(市役所が休みの日は除く)

- ※書類が不足している場合は、受付できません。
- ▶交付申請 交付を受けようとする人は、既存木造 住宅耐震改修工事補助金交付申請書(営繕住宅課 窓口で配布もしくは市ホームページからダウン ロード)に関係書類を添えて営繕住宅課へ提出し てください (郵便などによる受付はできません)。
- ▶関係書類 耐震改修工事見積書および内訳書・補 助対象住宅の付近見取図および写真・現状配置図 および平面図・着工日を証明する書類(登記事項 証明書、建築確認申請書検査済証、固定資産税・ 都市計画税名寄台帳兼課税台帳など)・住宅の所 有者が確認できる書類(登記事項証明書、固定資 産税・都市計画税課税明細書、固定資産税・都市 計画税名寄台帳兼課税台帳など)
- ※申請者が所有者でない場合は同意書・耐震診断結 果の写し・耐震補強設計図書・耐震改修工事工程表・ 設計内容確認書・工事監理者選任報告書など
- ※申し込みをする前に必ず市役所営繕住宅課へ問い 合わせてください(事前に契約した場合は、交付 対象となりません)。

〔営繕住宅課 内線 659〕



奨励金を交付します。

市内に商業、工業等施設を設置する 事業者への奨励金

▷対象事業

- 商業施設…卸売・小売業、宿泊業(旅館・ホテル)、 飲食サービス業
- 工業等施設…製造業、運輸業

【施設設置奨励金】

- ◎要件 新設、増設、移転に伴う建物および償却資 産(土地の取得を除く)の取得に必要な費用が3,000 万円以上であること。ただし、償却資産のみの場 合は対象外です。
- ◎奨励金 建物および償却資産(土地を除く)の固定資 産税額の5割相当額を5年間交付

【雇用促進奨励金】

- ◎要件 施設設置奨励金該当事業者が、開業日前後 90日の間に、市内在住者を正規従業員として雇用 し、1年以上継続雇用すること。
- **◎奨励金** 従業員1人につき200,000円(限度額1,000 万円)を1回限り交付

○必要書類

- 事業計画届出書(様式第1号)
- 企業概要
- ・法人登記事項証明書(個人・住民票の写し)
- 建築確認書済証の写し
- 定款または規約の写し(個人・事業概要がわかるもの)
- 公害防止に関する計画書
- 暴力団排除に関する誓約書
- ・個人情報の取扱いに関する同意書(様式第2号)など

- ①開業日までに「事業計画届出書」を市に提出し、 「事業計画届出書受理書」を受けてください。 すでに開業している事業者は、対象外です。
- ②開業日以降、初めて固定資産税が賦課された年 度の翌年度に、「奨励金交付申請書」を市に提 出し、奨励金の交付を受けてください。

〔産業振興課 内線 265〕

地域づくりに「補助金制度」があります 「商都たかだ活性化事業」「元気な地域づくり事業

本市の活力源である商業、ものづくり、農業のよ り一層の活性化、そして地域の人々がいきいきと暮 らすまちづくりをめざして、「商都たかだ活性化事 業|「元気な地域づくり事業」の補助金制度を実施 しています。創意工夫を凝らした魅力あるユニーク な取組の応募を待っています。

※詳しくは、産業振興課または自治振興課へ。また、 市のホームページにも掲載しています。

- **>募集期間** 5月1日金→20日休 **※**土・日・祝日を 除く
- ▶**審査方法** 5月27日(水)の午後1時30分から、市役 所4階合同委員会室で開催する「大和高田市公募 型補助金審査選考委員会」(公募委員を含む)で、審 査を行います。応募団体などは、選考委員会で事 業内容の説明をお願いします。
- ※選考委員会は公開します。関心のある人は、傍聴 してください。

	商都たかだ活性化事業補助金	元気な地域づくり事業補助金
応募資格	商店街、商工業団体、農業団体など	自治会、地域の団体・組織など
対象事業	賑わい創出事業など	コミュニティ連携事業など
補助対象経費	設備・施設などの賃貸代、ちらし・ポスター代、出演料、 消耗品代、教材費、装飾材料など ※補助対象経費の合計額が300,000円以上の事業	設備・施設などの賃貸代、ちらし・ポスター代、出演料、 消耗品代、教材費、装飾材料など ※補助対象経費の合計額が 150,000 円以上の事業
補助金額	補助対象経費の3分の2以内で、500,000円を限度	補助対象経費の3分の2以内で、200,000円を限度
応募書類	商都たかだ活性化事業応募書兼補助金交付申請書 など	元気な地域づくり事業応募書兼補助金交付申請書 など
問合せ	産業振興課 内線 248	自治振興課 内線 227

〔産業振興課 内線 248・自治振興課 内線 227〕

大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金

再生可能エネルギーの普及を促進し、温室効果ガ スの削減を図ることで、地球温暖化防止対策を推進 することを目的とし、住宅用太陽光発電システムを 設置した人に補助金を支給する。

- ▶補助内容 一律50.000円
- ※1住宅につき1回限り(合計値10kw未満)
- ▷補助件数 50件
- ▶補助対象 次のいずれの要件も満たす人
 - (1)市内に住所がある人で、住宅用太陽光発電シス テムを市内の自ら居住する住宅に設置した人ま たは、市内の自ら居住するために住宅用太陽光 発電システムを設置した新築住宅を購入した人
 - (2)平成31年4月1日以降に発電システムの設置契 約を結び、工事が完了し、発電を開始している 人
 - (3)市税を滞納していない人
 - (4)リース契約による発電システムではないこと
- ▶申請方法 住宅用太陽光発電システム設置費補助 金交付申請書(様式第1号)に下記必要書類を添 付し申請 (郵送不可) してください。
- ※捺印は、朱肉(シャチハタ不可)を使用する印鑑 ※申請書は環境衛生課窓口で配布もしくは市ホーム
- ページからダウンロード ▷必要書類
 - (1)住民票

- (2)市税納税証明書(完納証明書)※直近のもの 住民税が非課税の人は非課税証明書 ※直近のもの
- ※市税とは、市県民税・固定資産税・軽自動車 税・国民健康保険税であり、本市に課税のない 場合は、前住所地の納税証明書または課税対象 を証明する書類
- (3)発電システムの設置に係る工事請負契約書
- ※新築住宅を購入した場合は、発電システムの設 置が分かる契約書
- (4)発電システムの設置費に係る領収証および内訳 明細書
- (5)電力会社との電力受給契約に関する書類
- (6)電力会社の検針による受給電力量が確認できる ※受給電力量のお知らせなど
- (7)対象システムの設置がわかる写真
- ※設置状況がわかり、家屋全体が確認できる写真など (8)販売店など代理人による申請の場合は委任状
- ※(5)·(6)の書類については原本確認します (コピー 不可)。
- **▷受付期間** 5月11日(月)から

(土・日・祝日および12月26日(土)~令和3年1月3 日(日)を除く午前8時30分~午後5時15分まで) ※50件に到達時点で締め切り。

> 〔環境衛生課 内線 281〕

まちの話題

○経歴紹介

月に大和高田市役所へ入庁し、谷河副市長は、昭和56年4 秘書課長、広報情報課長など 抱負を述べました。



政を推進していきたい。」

新副市長 谷河照美氏

活かし、堀内市長のもとで市り、「これまでの行政経験を谷河副市長は、就任にあた 長に就任しました。 1日付で、 年3月の第2回定例市議会 副市長の後任として、 3月末で退任の松田秀雄前 議会の同意を得て、 谷河照美氏が副 令和2 **4**月

職 財務部長を歴任しまし を経て、 年間務めていました。 (広報広聴課

後は庁舎建設室参与として 平成31年3月末まで 内線291 た。 退

〔社会福祉課 より副 市長に谷河照

た義援金を寄付していただきじめ、合唱団の皆さんで募っ れています。 チャリティコンサートの ましたが、中川令子さんをは 感染症拡大防止の 東日本大震災を風化させな コーロ・クオー 今年は新型コロナウイ 川知美さん、 - 卜自体の開催は自粛され 義援金として、 東日本大震災復興 内線534 令子さんと、 ため、 声 の皆さ 一合唱団 寄付さ コン · 収益 た

金を、

んは毎

JİΓ



収益金を手渡す中川令子さん

Ĺ

空き地の雑草除去について

住宅地周辺の空き地に雑草が生い茂ると、の除去に関する条例」を制定しています。め「大和高田市内の空き地に繁茂した雑草市では、快適で住みよい環境づくりのた

ます。また、ころこう、ころもの「同論事故などを引き起こすおそれもあります。ます、ごみの不法投棄や犯罪、交通夏季は害虫、冬季は火災の発生原因になり周辺の人々に不快感を与えるばかりでなく、

を管理しましょう。 または管理者は、責任を持って適切に土地これらを防ぐためにも、空き地の所有者

〔環境衛生課 内線282〕

防火管理講習について

です。 です。 新年度を迎え、1か月が経ちました。各 新年度を迎え、1か月が経ちました。 新年度を迎え、1か月が経ちました。 新年度を迎え、1か月が経ちました。 新年度を迎え、1か月が経ちました。 それにいる建物の防火管理者になった人 が表 が表 が表 が表 が表 が表 が表 のたと思います。防火管理者の変更も

い。申込用紙などは高田消防署にあります。火・防災協会のホームページを見てくださ行っているので、詳しくは(一財)日本防行は奈良県産業会館で、申込期限は7月9所は奈良県産業会館で、申込期限は7月9所は奈良県産業会館で、申込期限は7月9所は奈良県産業会館で、申込期限は7月9

▽選考方法

(高田消防署

25·0119

運営協議会委員募集「大和高田市地域包括支援センター

する委員を募集します。
地域包括支援センターの運営や事業計画などについて、協議

▽**募集人数** 2名程度

▽**任期** 2年

▽応募資格

次のすべてに該当すること。

- 住していること。
 者(4)歳以上4歳以下)で、本市に1年以上住民登録し、居①募集時に、第1号被保険者(6)歳以上)または第2号被保険
- ②高齢者に関する制度や施策に理解と関心があること。
- ③介護保険料に滞納がないこと。
- ④介護保険事業に従事していないこと。
- ⑤国または地方公共団体の職員ではないこと。
- ると認められるものではないこと。第1号に掲げる暴力団員等またはこれと密接な関係を有す⑥大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条

▽応募方法

たは郵送してください。
「(400字~800字)を書いて、地域包括支援課まで持参ま要事項を記入の上、「志望動機と今後の委員としての抱負についウンロードまたは地域包括支援課で配布している応募用紙に必り
5月20日(水)【当日消印有効】までに、市ホームページからダ

情報は、本市個人情報保護条例の規定により厳守します。※提出いただいた応募用紙などは、返却しません。応募者の個人

(もず可舌を受罪) 対象である。は、5月下旬に応募者全員にお知らせします。

応募用紙などの内容から判断し、選考を行います。選考結果

[地域包括支援課 内線591]

ボランティア踊りの会藤邦徳章



▽**会員数** 4人

▽**活動概要** 日本舞踊·新舞踊のジャンルを問 ▽**活動概要** 日本舞踊·新舞踊のジャンルを問

▽**連絡先** 福井 ☎5・3525 づくりをし、見た人にも元気になってもらう。

る人は、連絡先まで問い合わせてください。 一緒に活動したいと思う人、または興味のあしている活動団体を、順次紹介します(順不同)。 市民交流センター (コスモスプラザ)に登録

(市民協働推進課 ☎4·3210)

RENEWAL

ドマップが 、なりまし

平成31年3月に洪水浸水想定区域図が更新されま る、葛下川・高田川・葛城川・曽我川につきましても、 伴い、奈良県が管理する河川の洪水浸水想定区域図 平成27年5月に水防法が改正されました。これに 水被害が多発していることへの対応を図るため、 (※1)の更新作業が行われ、大和高田市内を流れ 近年、これまでの想定を上回る豪雨が発生し、浸

マップとさまざまな災害時に役立つ情報を1冊に マップを作成するとともに、従来の地震ハザード まとめた「大和高田市洪水・地震ハザードマップ」を これを受け、本市においても新しい洪水ハザード

指定避難所(※3)が大幅に変更となっています。お この度の改定で、指定緊急避難場所(※2)および

> うにしてください。 住いの地域の避難施設や危険箇所などを必ず確認 していただき、緊急時に迅速な避難行動をとれるよ

場所に保管をお願いします。 命を守るための備えの一つとして、取り出しやす

とができます) 布していますので、取りに来てください その他必要な方は、市役所など公共施設でも 月号の広報誌に同封しています。 自治会などからの広報誌配布対象の方には、今 (本市ホームページからもダウンロードするこ 配

※1…河川の堤防が決壊したり、河川の水が堤防を 越えたりした場合に想定される浸水の範囲や、 浸水の深さを示した地図です。

※2…災害が発生、または発生する恐れがある場合 災害の種別ごとに市が指定する施設です。 るために、一時緊急的に避難する場所として、 に、速やかにその危険から逃れ自らの生命を守

地流への概念。※17
 地震からますか・P18
 地流がデードマップ(展示の・F2)
 音符が解析をフーマは
 事務保存を見かが、養養等・P22

※3…災害時、避難した人が災害の危険性がなくな 家に戻れなくなった人が一定期間の生活のた るまでの間に滞在し、または災害による被害で めに滞在する、市が指定する施設です。

大和高田市

目次

大学7300円で、P3 の大学750円は、P3

危機管理課 内線241]

覚えましょう



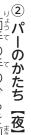
♪あいさつは、グー・チョキ・パー

の手の形で表現します♪

先月は「グー」の形で【おはよう】でした。今 月は・・・「チョキ」の形【こんにちは】 「パー」の形【こんばんは】の手話です。

① チョキのかたち 【昼】

指が時計の針で、時計が正午を指している。(顔が時計の文字盤、やにたてる。(顔が時計の文字盤、 している様子を表しています)。 右手の人差し指と中指を顔の中をきて、さんが、ないので、なからで、からない。



<u>す</u>。 暗くなっていく様子を表していまの前で交差させる。(日が落ちて 前で交差させる。(日が落ちて 表 うな でのからを前に向け、体両手の手のひらを前に向け、体



③ 【あいさつ】 両手の人差し指を向かい合わせ 同時に曲げる。

様子を表しています)。 (指を人に見立て、 お辞儀をする



【昼】の手話+③ =こんにちは 【あいさつ】の手話

1

【夜】の手話+③ =こんばんは 【あいさつ】の手話

(2)

〔社会福祉課 内線534]

立病院では

心不全に対する リハビリテーション

だんだん生命を縮める病気で できるようになりました。 心不全の患者さんに特化した 医療相談員などと協同して、 に息切れやむくみが起こり、 リハビリテーションの提供が 看護師、薬剤師、管理栄養士: 当院では循環器内科医師や 心不全とは心臓が悪いため

する病気です。再発を繰り返 正しく対応しないことで進行 が、そうではありません。 考える人も多いと思います したらダメじゃないの?」と 心不全は、放置すること、 「心臓が悪いんだから運動 動くと辛い→動かない→

> 態を悪化させ、寝たきりにな 怖い病気なのです。 り最悪の事態を招いてしまう の循環を繰り返すことで、病 体力低下(動けない)、の負

患者さんでは運動療法が推奨 になるのです。 を長く続ける事ができるよう されており、病気の再発を予 は安定している慢性心不全の 生命予後などを改善すること 症状、精神面を含む生活の質、 理された環境下でトレーニン られていましたが、安全に管 防し自信を持って快適な生活 が確認されています。現在で る耐性 (運動耐容能)、自覚 グを行うことで、運動に対す かつては安静が重要と考え

う、研鑽します。

より良い医療を提供できるよ

寝起きや身の回りの活動がで 具体的には、 入院初期には

> 律を支援していきます。 行い、病院職員一同で、患者 の生活や仕事に耐えうる体力 す。回復期には退院して日常 行うところから始まり、段階 きるように動作指導や練習を さんやそのご家族を支え、自 めの生活指導などを複合的に 会資源の利用、再発防止のた 薬や食事に関する指導や、社 を養うために器具などを用い 的に運動量を増やしていきま て運動を行います。また、お

組みですが、市民の皆さまに たって快適な生活を維持して いただくことです。 私たちの目標は、生涯にわ まだ始まったばかりの取り

大和高田市立病院

(市立病院 ☎53・2901) リハビリテーション科 福村典男

健やかな毎日を おくるために



ルスが侵入しやすくなってし がいる状態を放置している につながるのです。 まい、感染症の発症や重症化 と、プロテアーゼが増えウイ 不十分で口腔内に大量の細菌 くしてしまいます。歯磨きが

菌、食中毒の原因となる黄色 す肺炎球菌やインフルエンザ には、気管支炎や肺炎を起こ まる歯垢は、細菌が増殖した のネバネバや歯のすきまにた 菌が生息しています。□の中 て困った病気を引き起こす菌 ブドウ球菌など、人間にとっ かたまりです。これらの細菌 □腔内には非常に多くの細

> 磨きは特に丁寧に行いましょ 増殖を防ぐため、寝る前の歯 すい状態になります。細菌の 液量が減り、細菌が増殖しや

歯磨きです。寝ている間は唾 入れたいのが、朝と寝る前の

感染症予防のために取

能が備わっているのですが、 ばれる病原体に対する防御機 性質を持っています。鼻やの 口腔内の細菌が作り出すプロ どの粘膜には、粘膜免疫と呼 ゼと呼ばれる酵素を作り出す これらの細菌はプロテアー

「歯磨きで感染症予防」

テアーゼは粘膜のバリアを弱

注目されています。 もう一つ、口腔内や歯を清潔 のが手洗いとうがい。そして ます。その予防として大切な 鼻から侵入することで起こり にすることです。感染症予防 や細菌などの病原体がのどや として歯磨きの重要性が最近 多くの感染症は、ウイルス

も含まれています。

きましょう。 口の中を清潔に保つことも大 してもらって、日ごろからお もらい、歯垢や歯石の除去を 定期的に歯のチェックをして 歯のすみずみまで1本ずつ磨 歯磨きして口腔内をきれいに う。そして、朝は起きたらすぐ しましょう。少なくとも3分、 に歯磨きを。食事をする前に かかりつけの歯医者さんで

(天満診療所 ☎52·5357)

Thus

ケーキ屋さん

Q, 18

お医者さん

になる!

宇宙飛行士

すてきだね

将来の夢は

なにかな?

選手に

サッカー

「誰か」のこと じゃない。

今年1月に行われた「市人推協研究大会」。そこで本市の人権難護委員の方々が取り組みの「子どもの人権SOSミニレター」や「人権の花運動」、「スター」や「人権の花運動」、「スター」や「人権の花運動」、「スター」や「人権の花運動」、「スター」や「人権ので運動」、「スター」や「人権ので運動」、「スター」や「人権ので運動」、「スター」や「人権ので運動」、「スター」や「人権ので運動」、いる。そして委員相互の企画による自主のでなど詳しくお伝えいただきました。

れ、翌1949年(昭和24年)ず政令に基づいて制度が設けらいの名との発足された制重を実現するため発足された制重を実現するため発足された制重を実現するため発足された制重を実現するため発足です。まから72年前、日本国憲法の今から72年前、日本国憲法の

協議会に所属しています。 を発の活動をします。現在、全 を発の活動をします。現在、全 を発の活動をします。現在、全 を発の活動をします。現在、全 として住民の人権を擁護し、 で約1万4000名の委員が 国で約1万4000名の委員が

員を思い出してください。

はいじめ・差別・虐待・セクハラ・スを登録損・プライバシー侵力・名誉毀損・プライバシー侵害、またはその他の人権侵害。またはその他の人権侵害。またはその他の人権侵害。をいかかる可能性があります。でも、そんなときは、一人で悩みを抱えてしまう前に「街の相談パートナー」人権擁護委の相談パートナー」人権擁護委の相談パートナー」人権推議委の相談パートナー」人権推議委の相談パートナー」人権推議委の相談パートナー」人権推議委員を思い出してください。

[人権施策課 内線288]

今月は、先月に引き続 を維持するだけではなく、今月は、先月に引き続 を維持するだけではなく、

今月は、先月に引き続いて「くらし・せいかつ しょううとでしたが、 事業の就労準備支援 生だから、などので行っている で行っている で行っている で行っている でがっしょさん しょううとでしませんが しょううとでしませんが しょううとである。 しょううとである。 しょううとである。 しょううとである。 しょうから、からし、せいかつ

はお給料をもらって生計 「はたらく」ということす。(利用要件あり) のサポー

トをしていきま

を維持するだけではなく、さを維持するだけではなく、さい。 自分らしさを見つけるこで、自分らしさを見つけるこで、自分らしさを見つけるこで、自分らしさを見つけることにつながり、社会が、場合ではまな事情があって、なかまざまな事情があって、なかまざまな事情があって、なかまざまな事情があって、なかなが分うではずると思います。働きたいという思います。働きたいという思います。働きたいという思いがあって、なかがあると思います。働きたいまである人がいましたらでとり、なるでいる人がいましたらいというながあると思います。働きたい。

自分自身、家族のこと、自分自身、家族のこと、と思っています。と思っています。と思っています。とは、かんだって支援したいきも、おり添って支援したいきものでいます。

る。 一度お話を聴かせてください によっとでも先ずは こと、どんなことでも先ずは こと、どんなことでも先ずは になる人や子どもの をしました。 というというでもの。 というでもの。 はなり、家族のこと、

ここから始まる。

〔くらし・せいかつ支援係 24・3111

- (直通)



た ナ 悪質 ウ

さい。不審に思った場合やトラブルに遭った場合は、 の消費生活センター等に寄せられています。被害の未然防 に消費生活センターに相談してください。 新型コロナウイルスの感染拡大に関連した相談が、 事例の一部を紹介しますので十分注意してくだ すぐ 全国

これまでに寄せられている相談事例

新型コロナウイルスが水道水に混ざっていると不審な電

- 話がかかってきた 除去すると不審な電話があった 水道局をかたり、新型コロナウイルスがついているので
- 清掃します」とのSMSが届いた 「新型コロナウイルスに下水道管が汚染されているので
- 排水管高圧洗浄のチラシを見て電話したら「排水管が新



え、どんな内容なんですか? 「助成金を交付するので、口座

新型コロナウイルスの影響が

すさまじいですね・・・

そうだね。また、それに便乗し た悪質商法も出てきているよ。

新型コロナウイルス

に便乗した 悪質商法

番号等を教えて欲しい」や、親 族を名乗ったオレオレ詐欺など 幅広い相談が報告されている ね。



教えてし EFF.

> 世界的に大変なときに、そんな ことをする人がいるんですね・

そうだね。ただ、そういう悪質 団体や業者を儲けさせないた めに、消費者が賢くなるしかな いと思うよ。





何かに便乗した悪質商法はなく ならないでしょうし、電話や訪問 などを受けた側が対処できるよ うになるのが一番ですよね。

とにかく電話でお金の話は、詐 欺やなりすましの可能性が非 常に高いので、見知らぬ相手で あればすぐに電話を切る。お金 の話でなくとも、怪しい電話や メールは無視する。これが大事 だね。





相手にすれば、「この人は騙せ る」と思われてしまうので、とに かく「無視」や「相手にしない」が いいですね。

そのとおり。みくちゃんも騙さ れやすいから気をつけてね。





私も成長しているので昔はとも かく今は騙されません!

消費者へのアドバイス

根拠のない話には絶対に耳を貸さないようにしましょう 「新型コロナウイルスが水道水に混ざっている」 などの

市役所などの行政機関の職員を名乗るあやしい電話や心 も、反応しないようにしましょう 当たりのない送信元から怪しいメールやSMSが届いて

新型コロナウイルスに便乗した悪質な勧誘を行う業者に の消費生活センター等に相談しましょう。今後、新たな 不審に思った場合や、トラブルにあった場合は、 は耳を貸さないようにしましょう 最寄り

しいと感じたら早めにご相談ください。 手口の勧誘が行われる可能性があります。 (国民生活センターからの情報です) 少しでもおか

▽電話番号

代

き出す不審な電話がかかってきた 型コロナウイルスで汚染されている」と言われた 市の新型コロナウイルス対策室を名乗り、個人情報を聞

「行政からの委託で消毒に行く」という電話がかかって

不審なマスク販売広告メールがスマートフォンに届いた

マスクを無料送付するというメッセージがスマートフォ ンに届いた

として、金を買う権利を申し込むように言われた 新型コロナウイルス感染拡大の影響で金の相場が上がる

> からのお願い 大和高田市消費生活センタ

性質上、 させていただきます。 よる相談を休止して、 感染症拡大防止のため、 ますが、新型コロナウイルス感染症拡大のリ ため、来所による相談は、 活相談をご希望の方は、 スクが高くなります。つきましては、 本市消費生活センターは、 相談は個室で行っております。 電話による相談のみと 新型コロナウイルス 当面の間は、 対策を講じており 相談業務という 消費生 来所に その

▽電話相談日時 しくお願いいたします。 ご理解とご協力をいただけますよう、 月~金曜日 午前10時~正午 午後1時~4時 よろ

▷相談日時 ▷予約先 市消費生活センタ

月~金曜日午前9時~午後4時30分 中南和相談所 ▷相談日時 市民交流センタ - 「コスモスプラザ」3階 **22**-0931 ※祝日、年末年始を除く。

新着図書のご案内

一般書

しくじりから学ぶ 13 歳からのスマホルール	島袋 コウ/著	旬報社
中高年ひきこもり	斎藤 環/著	幻冬舎
トコトンやさしい NC 旋盤の本	澤 武一/著	日刊工業新聞社
いちばんおいしい野菜の食べ方	飛田 和緒/著	オレンジページ
キッチンではじめる家庭菜園	ケイティ・エルザー・ピーターズ/著	ガイアブックス

児童書

地図で見る日本の地震	山川 徹/文	偕成社
お蚕さんから糸と綿と	大西 暢夫/文	アリス館
日本女子レスリング	布施 鋼治/編著	汐文社
スケアリーストーリーズ怖い本	アルビン・シュワルツ/編	岩崎書店
くじらすくい	たなか やすひろ/絵	BL 出版



電子図書館 新着コンテンツ

人には言えない…大人の心理テスト	齊藤 勇/監修	日本文芸社
東大式習慣	西岡 壱誠/著	扶桑社
たっきーママのレシピがなくても作れる絶品料理アイデア 263	奥田 和美/著	扶桑社
うんこかん字ドリル	古屋 雄作/作	文響社
ロミオとジュリエット	ウィリアム・シェイクスピア /作	新星出版社

5月のおはなし会

○おはなし会○えほんとわらべうたの時間≪きらら≫○えほんのじかん(毎月第1・3土曜日開催)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月に予定されていた「おはなし会」「きらら」「えほんのじかん」「イベント」は開催できません。ご了承ください。



外出自粛の今だからこそ、自宅で外出せず読める電子図書館はいかがですか。電子図書館では9,000件以上のコンテンツを所蔵しています。どうぞご覧ください。その中から人気のコンテンツを紹介します。

	資料名	著者など	出版者名	貸出回数
1位	どうぞのいす (うごくえほんチルビー)	柿本 幸造/絵	モーニング	53
2位	おにぎりレシピ 101	山田 玲子/著	ポット出版	49
3位	感情をコントロールする力	和田 秀樹/著	PHP 研究所	42
4位	す~べりだい	鈴木 のりたけ/作・絵	PHP 研究所	38
5位	999 ひきのきょうだい (うごくえほんチルビー)	村上 康成/絵	モーニング	37
2111	マンガでわかる認知症の9大法則と1原則	杉山 孝博/著	法研	37
7位	ももたろう (おとえほん日本昔話)	柿原 さゆり/挿絵	デシベル	32
8位	かぐやひめ (おとえほん日本昔話)	柿原 さゆり/挿絵	デシベル	31
	47 都道府県・地名由来百科	谷川 彰英/著	丸善出版	29
9位	君の名は。 01	新海 誠/原作	KADOKAWA	29
	大人の日帰り旅 2019		JTB パブリッシング	29
12位	ぶららんこ	鈴木 のりたけ/作・絵	PHP 研究所	27
1211	ピーター・パン		ユニダックス	27
14位	天福地福 (おとえほん日本昔話)	柿原 さゆり/挿絵	デシベル	25
	TOEIC テスト英単語 基本編	櫻井 雅人/監修	アルク	24
15位	さんまいのおふだ (おとえほん日本昔話)	柿原 さゆり/挿絵	デシベル	24
	そらとぶパン (うごくえほんチルビー)	深見 春夫/作・絵	モーニング	24
18位	うえへまいりまぁす (うごくえほんチルビー)	長谷川 義史/作・絵	モーニング	23
1011	頭のいい子が育つ 10 歳からの習慣	清水 克彦/著	PHP 研究所	23